

開 会 午後1時

●村山拓司委員長 ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

報告事項は、特にございません。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第1号 令和7年度札幌市一般会計補正予算（第4号）中関係分、議案第2号 令和7年度札幌市国民健康保険会計補正予算（第2号）、議案第3号 令和7年度札幌市介護保険会計補正予算（第2号）、議案第12号 札幌市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案及び公の施設の指定管理者の指定に関する議案第14号、第15号の計6件を一括議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●西村総務部長 私から本日の議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号、第2号、第3号 令和7年度一般会計及び特別会計補正予算のうち、常勤職員、会計年度任用職員の月例給及び期末勤勉手当等の改定に伴うものについてご説明をさせていただきます。

補正予算額といたしましては、常勤職員分は特別会計で1億1,100万円、会計年度任用職員分といたしましては、一般会計で約7,800万円、特別会計で約2,000万円となっております。

次に、議案第14号 公の施設の指定管理者の指定の件及び議案第1号 令和7年度一般会計補正予算のうち、債務負担行為の設定についてご説明をさせていただきます。

強度行動障がいや有する自閉症児者の入所・通所施設でございます札幌市自閉症者自立支援センター及び発達障がいや有するご本人、ご家族、関係機関への支援を行う札幌市自閉症発達障害支援センターについて指定期間が満了することから、社会福祉法人はるにれの里を指定管理者として指定するものでございます。

指定期間は令和8年度から令和12年度までの5

年間で、債務負担行為の限度額は約2億6,400万円となっております。

次に、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定の件及び議案第1号 令和7年度一般会計補正予算のうち、債務負担行為の設定についてご説明いたします。

山口斎場について、PFI事業である第2期札幌市山口斎場運営維持管理事業の落札者である第2期札幌山口斎場運営株式会社を指定管理者として指定するものでございます。

指定期間は令和8年度から令和17年度までの10年間で、債務負担行為の限度額約87億9,000万円に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額となります。

次に、議案第1号 令和7年度一般会計補正予算のうち、医療助成システム改修業務に係る債務負担行為の設定についてでございます。

これは、令和7年度の税制改正により、令和8年度以降の住民税に特定親族特別控除が創設されますが、税制改正後の税情報を医療助成システムに取り込むための改修が必要となります。

この改修を令和8年6月までに完了させる必要があり、今年度中に改修に着手するため、改修費約1,800万円について、債務負担行為を設定するものとなります。

次に、議案第1号 令和7年度一般会計補正予算のうち、国民年金システム改修業務に係る繰越明許についてご説明をいたします。

これは、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除制度が令和8年10月から実施されることとなり、それに対応するためのシステム改修費について、令和7年度予算に盛り込んだものとなっております。

一方、同システムにおいては、今年度中に税制改正に係るシステム改修の必要が生じております。同時期に二つの改修を行うことが困難なため、制度開始までに時間的余裕のある育児期間免

除につきましては、来年度に先送りすることとし、当該改修に係る予算約1,700万円の繰越しを行うものでございます。

最後に、議案第1号 令和7年度一般会計補正予算のうち、夜間休日急病センター運営管理に伴うもの及び議案第12号 札幌市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

これは小児科の休日救急当番を担う医療機関の減少等を踏まえ、本市における持続可能な初期救急医療体制を確保するため、夜間急病センターにおいて、小児科の休日診療を通年で開始することとし、補正予算といたしまして、令和8年度から11年度までの期間で限度額を36億300万円とする債務負担行為を設定するほか、施設の名称を夜間休日急病センターに改めるなど、条例の一部を改正するものでございます。

議案についての補足説明は以上になります。

●村山拓司委員長 それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●村山拓司委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●村山拓司委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第1号中関係部分、第2号、第3号、第12号、第14号及び第15号の6件を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●村山拓司委員長 異議なしと認め、議案6件は、可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時06分

再 開 午後1時07分

●村山拓司委員長 委員会を再開いたします。

次に、第2次札幌市火葬場・墓地に関する運営計画(案)についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●吉井施設担当部長 私から第2次札幌市火葬場・墓地に関する運営計画(案)につきましてご説明させていただきます。

資料でございますが、計画案の概要版と本書の冊子、この2種類でございます。本日は、概要版に沿ってご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

では、概要版をご覧ください。

まず第1章でございますが、計画の目的や趣旨、計画の位置づけや対象期間、これらを記載しております。

概要版1ページ目のIの部分をご覧ください。

札幌市では、少子高齢化、超高齢社会の進展に伴いまして、団塊の世代の方々が寿命を迎える多死社会が始まりつつある中、火葬場や墓地に関する課題を解決するため、令和2年3月に札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想を、令和4年3月に第1次となります札幌市火葬場・墓地に関する運営計画を策定しました。これらの構想計画に基づきまして、これまで様々な課題に取り組んできたことで一定の成果を得ているところでございます。

一方で、新型コロナウイルスの経験を経て、葬儀や納骨などの葬送に関する市民ニーズが急速に変化し、新たな課題も生まれてきております。

基本構想で掲げた、みんなが尊厳ある葬送を実現できるまち、葬送に不安なく、安心して暮らし続けるためにというビジョンの実現に向けまして、これまでの取組をより高い水準を目指して継続する必要があることとすとか、新たな課題に対

応する取組が必要でありますことから、第1次計画に続く計画として第2次計画を策定することといたしました。

計画期間は、資料I-②の右側の年表に記載しておりますとおり、令和8年度から令和12年度までの5年間でございます。

次に、第2章の第1次計画の評価についてです。中段のIIをご覧ください。

この運営計画における取組についてでございますが、市民の意識醸成、多死社会に対応した火葬場、少子高齢社会に対応した墓地の3分野に分けて整理しているところでございます。

資料に各分野ごとの成果指標の評価、第1次計画期間の主な取組と成果、今後の課題を記載しております。

まず、一つ目の市民の意識醸成についてです。

主な取組として、ワークショップやセミナー、シンポジウム、パネル展などを開催し、市民ニーズの把握や葬送に関する情報提供を行いました。

成果指標は、葬送に関する行動をしている市民の割合で目標値を50%と設定しておりました。令和7年度、2025年度に実施したインターネットアンケートの結果は54.5%となり、目標値に達しております。

今後の課題といたしましては、市民が葬送に関する行動を起こすためには時間をかけた継続的な取組が必要であることが挙げられます。

次に、二つ目の多死社会に対応した火葬場についてです。

主な取組として、里塚斎場の建て替え・改修手法の検討、山口斎場の第2期事業の事業者選定を行いました。

また、火葬場予約システムを令和6年3月から導入したほか、火葬場における料金制度を見直しまして、令和8年度から市民の火葬場の使用料を有料化することといたしました。

加えまして、現在、火葬場が休みであります友引日に火葬場を開ける友引開場につきまして、令

和8年度中の実施に向けた方向性を整理したところでございます。

成果指標は、火葬場入場前の車内待ち時間の抑制で、目標値である30分以内を達成しているところでございます。

今後の課題といたしましては、里塚斎場再整備に関する市民理解を得る必要があること、山口斎場の今後の大規模改修の実施方法・事業方式を検討する必要があることなどが挙げられます。

三つ目の少子高齢社会に対応した墓地についてです。

主な取組といたしましては、お墓の使用者と連絡が取れなくなった、いわゆる無縁墓につきまして、戸籍調査や連絡を促す看板設置など、その解消に向けた取組を実施したほか、霊園管理事務所の建て替えや新たな合葬墓の整備検討、老朽化した霊園の施設・設備の健全度調査などを実施したところです。

また、令和8年度から市営霊園の新たな管理料制度を導入することとしているところでございます。

成果指標は、無縁墓及び無縁化疑いの墓の割合で、目標値であります13%を達成しております。

今後の課題といたしましては、無縁墓対策を継続して行う必要があることとすとか、墓地需要の変化を踏まえた墓地供給の在り方を検討する必要があることなどが挙げられるところでございます。

続きまして、第3章、各分野の現状と問題点及び第4章、分野別の取組についてです。概要版2ページ目のⅢをご覧ください。

計画の3分野ごとに今後の取組などについて記載しているところでございます。

まず、一つ目の市民の意識醸成をご覧ください。現状といたしましては、葬送に関する行動をしている人の割合が、先ほど申し上げたとおり54.5%となっているものの、ワークショップ参加者の属性を見ますと、比較的若い世代の方ですと

か、男性がとても少ないという状況です。終活に関する行動を起こす市民が少ない状況ですと、引取手のない遺骨や無縁墓が増えることなどの問題の発生が考えられますことから、性別問わず幅広い世代の多くの方に早くから葬送に関心を持ってもらう必要があると考えております。

そこで、第2次計画では、引き続き市民ニーズの把握、それと情報発信・提供に取り組むことといたしまして、今まであまりアプローチできていなかった比較的若い世代ですとか、男性を重点化した企画等を検討してまいります。

成果指標は、第1次計画の指標に加えまして、重点化いたします20代、30代が葬送に関する行動をしている割合を設定することとしております。

次に、2番目の多死社会に対応した火葬場をご覧ください。

右側のグラフに示しておりますとおり、市内の火葬件数は増え続ける現状にあります。令和36年、2054年には最大の約3万2,800件となることが予測されているところです。

また、それぞれの里塚、山口両斎場は経年化が進んでおり、安定して火葬需要に応えるためには、再整備ですとか大規模改修について検討が必要な状況となっております。

第2次計画では、まず里塚斎場につきまして、建て替え時期や建て替え場所、火葬炉数などの規模を選定し、整備計画を策定すること。山口斎場につきましては、費用、工期、市民の利便性を踏まえ、実現可能性を考慮した上で大規模改修手法を決定することなど、4項目に取り組みます。

成果指標は、火葬場関連施策の目指す方向性であります、火葬件数の平準化の度合いを評価できるものとして、日平均火葬件数に対する友引翌日の平均火葬件数の割合といたしました。

最後に、3番目の少子高齢社会に対応した墓地の部分をご覧ください。

右側にあります墓所販売数・合葬墓の利用実績の推移からしますと、個別埋葬式の墓石型に替わ

り、合葬墓や樹木葬といった新しい形態の墓の需要が増えているという現状を見てとることができます。そこで、このような市民ニーズの変化に対応した墓地等の供給を推進する必要があると考えております。

このため、第2次計画におきましては、墓地需要予測を実施し、その結果を基に、市営霊園の墓地供給の在り方について検討いたしますほか、新たな市営合葬墓の設置など、7項目に取り組みます。

成果指標は、無縁墓が解消されることで各施策を効果的に進めることができるようになることと考え、第1次計画と同じ無縁化疑いの墓及び無縁墓の割合といたしました。

今後の予定でございますが、本日のご報告の後、1か月間パブリックコメントを実施し、今年度中の策定、公表を目指してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

●村山拓司委員長 それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

●川田ただひさ委員 私からは、まず、火葬場の取組についてお伺いしたいと思います。

多死社会に対応した火葬場について本日報告があったわけでありましてけれども、第2次札幌市火葬場・墓地に関する運営計画（案）では、火葬場墓地に関する施策に活用するため、市民ニーズの把握に取り組むこととしております。

少子高齢社会、多死社会を迎えつつある中、葬儀や火葬場へのニーズが多様化し、家族のみで行う家族葬のほか、最近では、自宅や葬儀場で遺体を安置せず、直接火葬場に向かう直葬や、中には、ご遺族は立ち会わず、葬儀業者のみで火葬を行う事例もあると聞いているところでございます。

葬儀業者には他方に住むご遺族から火葬の様子を写真に撮って送ってほしいという要望や、火葬

場での遺体安置の相談などが寄せられている場合があります、ご遺族の気持ちに寄り添いたい気持ちはあるものの、火葬場のルールを遵守する必要があるわけでごさいます、その対応について苦慮しているということでごさいます。

そこで質問であります、火葬場について、利用者のニーズが多様化している、その対応している葬儀会社とは公序良俗に反しない範囲で協議を行いながら対応していくことが必要と考えるが、どのようにお考えになっているか、お伺いします。

●吉井施設担当部長 利用者のニーズに応じた火葬場における対応につきましてお答えいたします。

火葬場におきましては、葬儀に対する市民ニーズの変化、多様化に伴い、ご遺族のニーズに沿った様々なご要望が葬祭事業者から寄せられることにごさいます。それに対してはこれまでも真摯に対応してきたところでございます。

火葬場は、お亡くなりになられた方の最期を送る場として、厳粛な雰囲気と心落ち着く環境、これを確保することが求められますので、ご遺族や葬祭事業者などに守っていただく一定のルール、これは必要だというふうにごさいます。

ただ一方で、ご遺族のお気持ちに寄り添うこと、これも火葬場にとっては大変重要なことであると思っておりますので、葬祭事業者から寄せられますご遺族のニーズに沿ったご要望に対しては、しっかりと受け止めまして、ルールの範囲内で適切に対応してまいりたい、このように考えているところでございます。

●川田ただひさ委員 先ほどお話もしましたが、当然、厳粛な場所でごさいますから、公序良俗というのは当然考えていかなければならないものの、やはり家族形態でありますとか、または社会環境でありますとか、かつてとはまた違った環境になっていることは間違いのないことでごさ

います。

当然、葬儀業者としても最大限ご遺族の方に寄り添いたいという気持ちの中において、いろいろと対応せざるを得ない状況もあるわけであり、引き続き、いろんな対応については協議をしっかりとさせていただくことはお願いしてまいりたいと思います。

次の質問でごさいます。

先ほど広域的な部分もお話がありましたけども、近隣市町村の火葬需要についてお伺いしたいところでございます、火葬件数の増加が続く中、火葬まで何日も待たされたり、火葬場の混雑が常態化するなどの懸念があり、ご遺族が安心して火葬場を利用できる体制を維持できるかどうか疑問があるわけであり、他市町村から来ると、やはりそのような状況も考えるわけでごさいます。

墓地、埋葬などに関する法律では、火葬場の管理者は火葬の求めを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとされており、特に大規模な火葬場を持つ札幌市では、近隣市町村からの需要があるというふうにごさいます。

そこで質問ですが、火葬場について、他市町村からも少なからず受け入れている状況があり、多死社会を迎える昨今において増えていく可能性を思うと、他市町村とは今後に向けてしっかりと協議をしていくことが必要だと思っておりますので、その点について、どのような協議をしているのか、お伺いいたします。

●吉井施設担当部長 近隣市町村との協議についてお答えいたします。

札幌市ですが、近隣の11市町村とさっぽろ連携中枢都市圏、これを形成してございます、広域連携の一環といたしまして、市民以外の火葬も多く受け入れているところでございます。

昨年度の市民以外の利用件数でごさいます、2,040件でごさいます。これは全体の7.7%であり

ます。特に、里塚斎場が近い北広島市民、山口斎場が近い石狩市民の利用が合わせて1,123件となっており、この両市で過半数を占めているという状況でございます。

委員ご指摘のとおり、近隣市町村も含め、火葬需要の増大、これが見込まれるところでございますので、適切に対応していけますよう、11市町村で毎年開催しております、火葬場の広域利用に関する検討会議などを通じまして、各市町村における火葬場の大規模修繕ですとか、災害等非常時の協力体制などについて、引き続き協議を行いまし、多死社会においても安定した火葬場の運営に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

●川田ただひさ委員 当然、各市町村にも火葬場があったりするわけでありますが、多死社会はどこでも迎えることと考えれば、先ほど家族形態のこともお話ししましたが、札幌市にご遺族が住んでいて、そこでやるであるとか、いろんなパターンも考えられて、当然、これから広域的な対応も必要かと思っておりますので、そういった点も、今後ニーズに応じた形で、社会の変化に応じた形で協議していただきたいと思っております。

あと、本日は火葬場についていろいろとお話をお伺いしたところでもございますが、墓地も含めて、当然いろいろと、私は先ほど以来、多様化している今日ということでお話ししましたが、しかしながら、多くの日本人が納得できるような、墓地も含めて、形態でなければいけないと思っておりますので、こういったこともしっかりと踏まえた形で今後も、この火葬場または墓地について対応していただくことをお願い申し上げまして、私の質疑を終わります。

●たけのうち有美委員 私からは、少子高齢社会に対応した墓地に関する取組について伺います。

札幌市では、少子高齢社会、多死社会の到来に

伴う様々な課題に対応するため、2022年3月に、第1次となる札幌市火葬場・墓地に関する運営計画を策定し、様々な取組を進めています。

少子高齢社会に対応した墓地については、成果指標である無縁墓及び無縁化疑いの墓の割合について、目標値を13%としていましたが、10.2%を達成したとの報告があったところです。

我が会派では、これまで市営霊園の持続可能な運営について、多様な市民ニーズへの対応や無縁墓対策の観点から、度々質問してきたところであり、この成果については一定の評価をするところです。

しかし、少子高齢社会における墓地の課題はいまだ残されています。

例えば、本日報告された計画案では、墓地に係る現状として、合葬墓や樹木葬へのニーズが高まっていることや、市営霊園の返還区画が増加していることが取り上げられています。

墓じまいが増えている背景として、使用者の高齢化により管理が困難になっていることや、少子化による引継手の不在が考えられますが、札幌市が来年度から市営霊園の管理料を毎年徴収することとをきっかけに、その件数が増加しているとの報道もなされています。

そこで質問ですが、近年の札幌市営霊園の墓じまい件数の推移について伺います。

●吉井施設担当部長 市営霊園の墓じまい件数の推移についてお答えいたします。

市営霊園の墓じまいに係る届出件数でございますが、10年前、平成27年度、2015年度ですけれども、119件ございましたが、令和6年度、昨年度の2024年度には323件となっており、大幅な伸びを示しているところでございます。

今年度の件数でございますが、委員ご指摘のとおり、来年4月から徴収を開始する管理料についてご案内さしあげているということもございまして、10月末現在で528件、11月末現在では587件と大幅に増加しているという状況でございます。

●**たけのうち有美委員** 管理料徴収の案内がきっかけとなって、市営霊園の墓じまい件数が増加していることが分かりました。墓じまいをする場合には、墓石の撤去に先立ち、埋蔵された遺骨を改葬する必要がありますが、墓じまいに伴う遺骨の改葬先の確保も課題の一つと考えます。

改葬先としては、民間霊園の合葬墓や樹木葬など、永代供養のお墓のほか、平岸霊園の合同納骨塚を選ぶ方が大変多いと伺っています。

加えて、近年はお墓を持たない考えの方も多いと聞いており、合同納骨塚の埋蔵体数も増え続けていることから、近い将来、受入れ上限に達する見込みであるとのことでした。

合同納骨塚は、多様な市民ニーズに応えることはもとより、札幌市が運営する合葬墓として、引取手のない遺骨などを納めるという大切な役割も担っていることから、受入れが停止するようなことがあってはなりません。

そこで質問ですが、合同納骨塚の受入れを継続するため、どのように取り組んでいく考えか、伺います。

●**吉井施設担当部長** 合同納骨塚の受入れを継続するための取組についてお答えいたします。

合同納骨塚の受入れ遺骨数ですが、近年増加傾向にございまして、今年度は11月末までの8か月間で、昨年度1年間の4,343体を超える4,490体と、大幅に増加している状況にございます。

このまま対策を講じなければ、令和9年度、2027年度には受入れ限度を迎えることが予想されますので、まずは、現在の納骨塚につきまして、遺骨を埋蔵するスペースをかさ上げするなどの応急措置を実施し、延命化を図ってまいります。

ただ、その応急措置にも限界がございますので、令和11年度、2029年度の供用開始を目指し、市営霊園内への新合葬墓の設置を進める計画としているところにございます。

●**たけのうち有美委員** 2029年度の供用開始を目指して、新合葬墓の設置を進めるとのことです

た。

我が会派では、2021年12月、こちらの厚生委員会において、合葬墓の新設に当たっては、特に近隣住民との合意形成が大変重要と指摘しています。この点をしっかりと踏まえて進めていただきたいと思えます。

最後になりますが、本市の合同納骨塚を使用できるのは、現在、札幌市に住所を有し、ご親族の遺骨を管理する方となっています。合葬墓に対する多様な市民ニーズに対応するため、第1次計画の取組として、札幌市民として亡くなった方の遺骨やパートナーシップの宣誓を行った方の遺骨などの受入れに向けた利用条件の見直しを検討、第2次計画において、詳細な条件等の検討を行うとのことでした。とりわけ、パートナーシップ制度については、2017年の創設から8年が経過しました。性的マイノリティのカップルから合同納骨塚の利用条件の拡大などを望む声も届いています。法律婚ができない現状において、ライフステージごとの悩みや課題も多いと思えます。互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいを誇りを持つことができるまちとして、性的マイノリティのカップルが尊厳ある葬送を実現できるよう、利用できる行政サービスの拡充に向けてしっかりと検討していただき、速やかに運用開始していただくよう要望して、私の質問を終わります。

●**佐藤 綾委員** 私からは、火葬場に関連してお聞きいたします。

現在、2か所の火葬場は、里塚斎場が1984年、山口斎場が2006年からの使用により、それぞれ再整備と大規模改修の兼ね合いなどが課題となっております。

また、火葬件数の増加により、二つの火葬場を継続して稼働させなければならないことや、既に41年が経過する里塚斎場は、経年劣化により、2034年頃には火葬炉の入替え時期であることから、再整備計画の策定を進めるということでした。

計画書の23ページ、先ほどご説明いただきました

た概要の中の多死社会に対応した火葬場というの中でグラフが示されておりますけれども、この棒グラフの中で、2020年以降から2024年までが突出して増加しております。2022年、令和4年3月に策定した現行の運営計画では、同じくこの年間火葬件数の推移のグラフで、2021年以降が予測値として表されていますが、こちらは、なだらかに上昇する予測でしたので、予測と現実が大きく違うことが分かります。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった時期であり、その影響で亡くなる方が増加したということではないかと推察されます。

グラフでは、コロナ禍の時期、里塚斎場の件数のほうが、火葬件数の増加が多く見えます。

そこでお聞きいたしますが、コロナ禍での新型コロナウイルス感染症により亡くなった方の火葬について、里塚斎場、山口斎場、それぞれの火葬場の対応について伺います。

●吉井施設担当部長 いわゆる、コロナ禍における里塚、山口両斎場の対応についてお答えいたします。

令和2年、2020年3月12日に、市内で新型コロナウイルスの感染者が初めてお亡くなりになりました。その日に里塚斎場で火葬を実施したところでございます。

里塚、山口両斎場と協議をした上で、これ以降、感染拡大防止の観点から、里塚斎場におきまして、一般火葬と時間帯を分けて専属的に火葬を行ってきたところでございます。

令和4年、2022年9月に、厚生労働省から非透過性納体袋に収容・密閉されていればご遺体への特別な感染対策が不要である旨の通知がございましたことを受け、同年の12月2日から里塚、山口両斎場において一般火葬と同様に火葬を行うこととしたところでございます。

●佐藤 綾委員 当初、国による通知ですとかガイドラインが出るまでの間、本当に混乱が続いたというふうに思います。

また、感染の波とウイルスの変異により亡くなる方が多い時期の対応にも尽力していただきました。

そしてやはり大変なとき、まだウイルスについてよく分からず、戦々恐々としていたときに、火葬を最初に担っていただいたのが直営の里塚斎場ということでした。

山口斎場ができたときに、火葬炉の数は29で、里塚の30とほぼ変わりありませんが、山口斎場のほうが火葬能力が高いことから、山口斎場のほうが火葬件数が多くなるという予測でしたが、実際には里塚斎場のほうが多く利用されてきました。火葬能力が高い山口斎場で里塚より件数が少ないのですから、新興感染症などの対応は、通常はこちらからと考えられることもあるのかなというふうに思いますけれども、実際は、年間火葬件数が多い里塚斎場で、役割を分担したということですが、当初からのコロナ対応を行っているということでした。その分、コロナ以外の方を受け入れるということをや山口斎場でされたと思いますけれども、実のところは、やはり民間の山口斎場よりも直営の里塚斎場のほうが迅速に、柔軟に対応できたということだと思います。

本日の報告に別途出ています、新型インフルエンザ等対策行動計画の改定案でも、第13章、生活及び経済の安定の確保のところ、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備するとあります。

そこでお聞きいたしますが、運営計画案25ページには、里塚斎場の再整備計画についてPFI事業も含めて検討することも記載されていますが、検討の内容については、新興感染症等の際、有事の際に迅速な対応がしやすい直営も含めた検討をしっかりとすべきと考えますけれども、どうお考えか、伺います。

●吉井施設担当部長 里塚斎場の再整備計画における運営形態に関するご質問かというふうに存じます。

先ほどお答えいたしましたとおり、令和4年12月からは里塚、山口の両斎場で、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方の火葬に対応してきたところでございます。

令和8年度から始まります第2期札幌市山口斎場運営維持管理事業におきましても、この経験を踏まえまして、仕様上、新興感染症流行時の火葬に対応するというようにしているところでございます。

また、第2次運営計画の期間中に整備計画の策定を予定しております里塚斎場につきましては、今後、札幌市PPP/PFI優先的検討指針、これに基づきまして、適切な事業方式を検討することとしておりますが、どのような運営形態を採用することになったとしても、新興感染症等の流行時において、適切に火葬需要に対応できる体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

●佐藤 綾委員 2年かかったわけですよね、山口斎場に対応するまでに。そういうことがありまして、本当に懸念しているところなんです。

そして、山口斎場は2006年からPFIで20年であり、契約の内容によると、斎場の建設費は54億5,500万円、そのほかの運営費、修繕費や経費などで130億9,300万円、計185億4,800万円となっていました。建設費を含めて平準化して、札幌市が山口斎場のサービス購入費として毎年払うわけですが、昨年度決算額では10億9,412万円ほどでした。今年度予算額は11億5,900万円です。

そして、今回の補正予算で債務負担行為の中の山口斎場運営維持管理について、10年間で79億円から88億円への物価上昇に伴う限度額変更もありまして、消費税を加算すると約98億円となりますので、1年に約9億8,000万円の運営維持管理費が10年間かかるということになります。

建設費を含めて年11億円ほどの費用を20年間払い続けてきましたけれども、この建設費も含めて払い終わってもなお、年約10億円の運営維持管理

費がかかるということです。

一方で、里塚斎場管理運営費の昨年度決算額は4億5,785万円で、今年度予算は5億1,488万円です。

私は、当初見込んだVFMの効果はどうだったのか、今後の検討のためにも、山口斎場の検証をすべきと求めてきました。

里塚斎場のPFI検討の際には、先行して山口斎場での20年間の効果についての検証をすべきと申し上げまして、私の質問を終わります。

●村山拓司委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●村山拓司委員長 なければ、質疑を終了いたします。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時38分

再 開 午後1時39分

●村山拓司委員長 委員会を再開いたします。

次に、札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について及び札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ(強毒)編】の名称変更及び改定についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●前木感染症担当部長 札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定並びに札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ(強毒)編】の名称変更及び改定についてご説明いたします。

保健所では、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和5年度から3年間で四つの感染症関連の計画の策定、改定をしているところでございます。

最終年に当たる今年度は、札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画と札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ(強毒)編】の2計画を改定い

たします。

まず、札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画についてご説明いたします。

札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定概要という、青色のタイトルの横版の資料の1ページ目をご覧ください。

行動計画は、感染症危機発生時に備え対応策を整理し、平時の備えの充実を図るための札幌市の行動指針となる計画です。

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、令和6年7月に政府の行動計画が約10年ぶりに大幅に改定され、令和7年3月に北海道の行動計画が改定されました。

札幌市の行動計画は、政府と北海道の行動計画の改定に基づくとともに、札幌市庁内の役割分担や感染症対策本部体制を整理することとしております。

改定の主なポイントとして、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症だけでなく、幅広い呼吸器感染症を想定し、発生段階を準備期、初動期、対応期の3期に再編するとともに、対策項目を6項目から13項目へ拡充しております。

次のページをご覧ください。

行動計画の位置づけと対策の目的等についてでございます。2のとおり、新型インフルエンザ等対策の目的は、流行拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護しつつ、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小にすることとしております。

そのため、3の対策の基本的な考え方のとおり、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していくことが必要であり、計画では、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示しております。

また、13の対策項目に分類し、人材育成、国及び北海道との連携、DXの推進の3点を13の対策の横断的視点としております。

次のページをご覧ください。

3枚目と4枚目の資料は、13の対策項目の内容を表にしたものです。

平時である準備期、感染症危機発生時を意味する初動期と対応期に分けて対策を記載しております。

なお、今回の改定で新設された項目などについては、青字で新設や拡充と表記しております。

次のページをご覧ください。

11番の保健は、保健所業務を中心とした項目であり、準備期では、有事体制の整備や研修、訓練の実施などにより、感染症危機発生時の対応力向上を図り、初動期では、保健所・衛生研究所の有事体制への移行、対応期では、相談対応、検査・サーベイランス、疫学調査、入院調整などの感染症対応業務を実施していくこととしております。

次のページをご覧ください。

表のとおり、感染症危機発生時に札幌市の司令塔となる感染症対策本部体制について整理しております。

以上が行動計画の説明となります。

続きまして、札幌市業務継続計画について説明いたします。

札幌市業務継続計画（新興感染症編）の改定概要という紫色のタイトルの横版の資料をご覧ください。

業務継続計画は、感染症危機発生時に適切に業務を執行することを目的に、平成24年に策定しております。

今回の改定では、右下の4の主な変更点のとおり、行動計画に合わせて、対象とする感染症を強毒の新型インフルエンザから拡大いたします。そのため、計画のタイトルを、新型インフルエンザ（強毒）編から新興感染症編に改定いたします。

計画では、2の被害想定のとおり、職員本人の罹患や家族の看病などで職員が最大40%出勤できない状況を想定しております。

計画の内容としては、3のとおり、業務の継続・縮小の基本的な考え方などが記載されている

計画本文に加えて、各局の各課単位で業務の優先順位と人員を計画した業務整理表という資料を作成しております。それぞれの業務を継続するのか、縮小や休止・中断するのか、あらかじめ定めることで業務の優先順位を整理することとしております。

次のページをご覧ください。

2枚目と3枚目の資料は、各局の各課で作成した業務整理表の集計資料となります。

2枚目は、業務の区分についてです。業務整理表に記載された業務は、庁内で計5,190業務あり、それらが継続や縮小、休止・中断などに分類されております。右のグラフのとおり、初動期では庁内の9割の業務が継続とされていますが、対応期では、職員の縮小率の向上に伴い、ピンクの継続が減少し、青や水色の休止・中断や縮小の業務の割合が増えていき、職員が40%減少の状態では7割近い業務が休止・中断または縮小として整理されております。

次のページをご覧ください。

次に、人員計画について説明いたします。ここでは、応援が可能な職員数を中心に説明いたします。上の表をご覧ください。

各局の業務整理表を集計した結果、応援に出せる職員数は、職員減少なしの状況で710人、職員10%減少の状況で673人でした。昨年度策定した札幌市保健所健康危機対処計画では、保健所の有事体制として、庁内から応援職員も想定した上で、計389人での体制を計画しました。今回、応援が可能な職員数は、健康危機対処計画で計画した389人を上回る結果となりました。

最後に、今後のスケジュールについて説明いたします。

行動計画については、12月22日から来年1月23日までパブリックコメントを実施する予定としており、来年3月までに両計画の改定作業を終え、公表する予定としております。

保健所では、これまでに策定した二つの計画と

今回ご説明した改定中の二つの計画に基づき、今後の感染症危機発生に備え、引き続き準備してまいります。

私からの説明は以上でございます。

●村山拓司委員長　それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

●川田ただひさ委員　私からは、まず初めに、今後起こり得る感染症危機についてお伺いいたします。

新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザなどの新興感染症を対象にし、感染症危機に備え、あらかじめ対応策を整理した行動指針であり、今回、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて大幅に改定するというので、先ほど説明いただきました。

これまでの新興感染症の発生を振り返ると、平成14年にはSARS、重症急性呼吸器症候群の世界的な流行が見られ、平成21年の新型インフルエンザでは日本でも流行し、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症は全世界で3年以上にわたるパンデミックを引き起こしたところであります。

そこで質問でございますが、今後、このような対策をしっかりとしていくこと、これは重要だと思いますが、しかしながら予想されるような感染症、どのような感染症危機が起こり得ることが想定されるのか、この点について、まずはお伺いしたいと思います。

●前木感染症担当部長　今後、起こり得る感染症危機についてのご質問でございます。

感染症危機を起こし得る感染症としては、2009年のときのように、変異した季節性インフルエンザウイルスによるパンデミックが予想されます。また、野鳥や鶏への感染が報告されている高病原性鳥インフルエンザウイルスによるパンデミックの発生リスクも考えられております。さらに、SARSや新型コロナウイルス感染症などのように、動物由来の新規コロナウイルスによる呼吸器

感染症のパンデミック発生の可能性も指摘されております。

●川田ただひさ委員 いろいろと予想されているお話を先ほどお伺いいたしました。これがどうしてそのようなことが起きるのかというのは大きな話としてはいろいろと議論されているところでもありますけども、起きたときは非常にいろいろと混乱を起こすことでありますので、そういったことも想定して対策していただくことをお願い申し上げます。

次にお伺いしたいのは、今後も新たな感染症危機がいつ起こるか分からない中で、幅広い呼吸器感染症を想定して、感染症危機に備えるということは、先ほどもお話ししましたが、重要だと思っております。

今回の計画改定は国と北海道の行動計画に基づくものでございますが、今後の感染症危機に備えるために、新型コロナウイルス対応での経験や取組、課題を踏まえることが欠かせないと思えます。先ほど改定の主なポイントなどもお話しただいたところでございますが、今までのいろんな問題点なども踏まえた形で、どのように変わってきたのかお伺いしたいと思います。この新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、具体的にどの点を見直したのか、この点についてお伺いいたします。

●前木感染症担当部長 新型コロナウイルス感染症を踏まえた行動計画の見直しについてのご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症対応で課題となった対策項目を現行の6項目から新たに保健やワクチンなどの項目を新設するなど、13項目に拡充させるとともに、平時である準備期の取組も充実させました。

具体的には、保健の項目では、相談対応、検査・サーベイランス、疫学調査、入院調整などの保健所業務の内容を充実させております。

加えて、計画の実行性を高めるために、準備期

では、研修や訓練を通じて人材を育成し、関係機関との協力体制を構築することとしております。

また、さきに取りまとめた新型コロナウイルス感染症対応に係る検証報告書では、全庁体制への円滑な移行が課題とされたことから、札幌市感染症対策本部の組織体制や各部署の役割を明確にいたしました。

●川田ただひさ委員 先ほど、そういったご説明をいただいたところでございます。私もいろいろと事前にお話ししたところでございますけれども、やはり、今回のこの行動計画は、いろいろと見直しして、職員の体制であるとか、起こり得ることについては迅速に対応していくということは評価しているところでもありますけども、ただ、やはり市民からのいろんなご意見の中にもあるのは、ゾーニング対策でありますとか、こういったこともしっかりと踏まえて、もちろん予算とかも必要なところでもありますけども、もう少しこのコロナウイルスのときにはどのようなことがあったのか、この点についても幅広く意見を聴取していただきたい、そのことはお伺いしたいと思えます。

そういった視点で考えますと、この新型コロナウイルスの流行時には、マスクの着用やワクチンの接種など、感染対策に加えて、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による営業時間の変更要請や休校などの措置も行われたところであります。

行動を著しく制限する措置は市民や事業者に与えた影響が大きかったことから、市民生活や経済活動への影響は最小限にすることが、私としては重要だと思っているわけでありまして。

そこで質問でありますけども、今後の感染症対策では、市民生活や経済活動に対する影響についてどのように対応していくのか、お伺いいたします。

●前木感染症担当部長 市民生活及び経済活動に対する影響への対応についてのご質問でございます。

計画では、流行拡大を可能な限り抑制し、市民の生命と健康を保護することに加え、市民生活と社会経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的としております。

緊急事態宣言などによる営業時間の短縮などの措置については、都道府県知事が決定するものとされていることから、札幌市としては、市内の状況を的確に把握し、措置の内容について北海道と協議していく考えでございます。

感染症対策のために行動制限を求める必要がある場合には、市民や事業者の理解や協力が重要であることから、正確な情報を発信し、相談にも適切に対応したいと考えております。

また、市民や事業者への必要な支援を講じることにより、影響を緩和し、市民生活と経済活動の安定の確保に努めてまいりたいと存じます。

●川田ただひさ委員　やはりこの3年間で非常に人生を変えられてしまった人たちも多数いるわけでございます。非常にこの3年間においては奇想天外なことが起きて、もう本当に大変な思いを市民はされたかと思えます。

もちろん対策は必要ですし、最初の段階、初期対応では、やはりどういったものなのかというのが、なかなか実態がつかめない中で、行政のほうもいろいろと対応したことも私は承知していますが、そのことはやむを得なかったと思っておりますが、しかしながら新型コロナウイルスで起きたこと、今後どのような形で起き得るかというのは、いろいろと分からないところでございますが、しっかりと検証を引き続きしていただきたいと思っております。

一番重要なことは、当然体制も必要ですし、この市民生活や経済活動にどれだけ影響がないようにしていくのかという対策も引き続き検証していかなければいけないことでありまして、そういう意味においては、今、この対象になっている、感染症ではないですけども、今、インフルエンザとかいろいろとはやっています、これが変異して

どうなっていくのか分からないですし、世界でいろいろな形で病気が起きています中で、この内容がどうして起きているのかという検証も必要なところでもございますが、しかしながら、一旦このような形になったときには、札幌市としては、権限は都道府県にあるにしても、やはり市民に密着した形で様々対応してきた経験というのは、札幌市がしっかりと情報、データを持っているわけですから、ただ単に道に言われっ放しではなくて、やはりこういった対応が必要ではないのか、または、ここまではする必要はないのではないのか、こういったこともちゃんと意見として言っていただいて、そしてよりよいものにしていただきたい。この点については、今後も引き続き、事あるたびに私からもいろいろな形で提言をしながら対応してまいりたいと思っておりますし、行政としても対応していただきたい。このことをお願いして、私の質疑を終わります。

●しのだ江里子委員　札幌市新型コロナウイルス等対策行動計画を先ほどご説明いただきました。

昨年、令和6年7月に、国は政府行動計画を、新型コロナ対応を踏まえて10年ぶりに大幅改定し、そして北海道は令和7年3月に政府行動計画の改定を受けて改定しています。

札幌市では政府行動計画及び北海道行動計画に基づき、札幌市感染症予防計画などの関連計画との整合性を確保しつつ、新型コロナウイルス感染症の対応について、令和5年12月に検証報告書を取りまとめており、今回の札幌市新型コロナウイルス等対策行動計画の改定に当たっては、この検証報告書も反映させているとのことでした。

改めて新型コロナウイルス感染症対策に係る検証報告書を見直しました。この中には、ワクチン接種体制の整備という項目がありますが、市では、ありとあらゆる手法を講じて接種の推進を図ってきており、令和3年の接種後、早い時期から副反応が明らかになり、困っている市民の存在が

あったのに、ワクチン副反応や健康被害に関する記述はどこにもありませんでした。

新型コロナウイルス対応では、ワクチン接種についても様々な課題があったと思います。

そこで質問ですが、今回の行動計画の改定に当たり、ワクチン接種について検証報告書の結果をどのように反映させているのか、まず伺います。

●前木感染症担当部長 ワクチン接種における検証報告書の反映についてのご質問でございます。

検証報告書では、流行状況に応じて、速やかにワクチンを接種開始できるよう、平時からの関係機関との連携体制構築の必要性などの課題が挙げられております。そのため、改定計画では接種体制構築に関する記載を充実させ、平時から医療機関や関係団体とワクチン接種に関する協議の場を設け、有事の際にワクチン接種を速やかに実施できるよう努めてまいります。

●しのだ江里子委員 検証報告書の作成に当たって実施した市民アンケートでは、ワクチン接種について7割を超える方が副反応の症状ですとか頻度について不安に感じ、副反応について知りたいと回答されていました。

ワクチン接種の実施に当たっては、市民が不安に思ったり、知りたいと思っているワクチンの副反応についてしっかりと市民に周知することが重要と考えています。

あらゆる薬は健康状態を損なっている人に対して処方され、副反応を勘案しても処方しなかった場合より、健康状態が改善されることを期待されるものです。

一方で、ワクチンは大半の場合、健康な人に対して接種されるもので、健康な人を不健康にする可能性など、極力ゼロに近づけなければならないはずで

す。ワクチン接種による健康被害が生じた場合、国は被害に遭われた方をサポートするために、予防接種健康被害救済制度を設けており、この審査で

は、認定、保留、否認と評価は3段階に分かれるのです。全てのケースで、この認定を受けられるわけではありませんが、因果関係までは、断定はしなくても、ワクチンによって引き起こされたと考えられる場合は、広く救済していくという形をとっています。

完璧な比較はできないものの、インフルエンザワクチンとコロナワクチンの健康被害救済制度での死亡一時金、または葬祭料で認定された件数を見ますと、インフルエンザワクチンでは、昭和52年から48年たった今まで、厚生労働省ホームページによりますと40件。つい先日、令和7年11月27日に開催されました第189回感染症予防接種審査分科会での発表によりますと、新型コロナワクチンではたった4年間で1,052件と25倍を超える差が見られています。

また、接種から4年間で死亡のほか、新型コロナワクチン接種後に急性心筋梗塞やギランバレー症候群など、深刻な症状を含む健康被害救済制度の認定総数は、何と9,374件と昭和52年から始まりました全ワクチン接種の今年11月までの48年間の認定総数が3,845件に比べてもう既に2.44倍となっています。

そこで質問ですが、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえて、今後の感染症危機でのワクチンの副反応への対応について、どのように取り組んでいくのか、伺います。

●前木感染症担当部長 ワクチンによる副反応への対応についてのご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症流行時には、新型コロナワクチンの効果や副反応の情報について接種券送付時の説明書や札幌市のホームページ、広報さっぽろを通じて周知いたしました。

また、予防接種健康被害救済制度の対応については、健康相談員を配置して、市民相談対応を行ってまいりました。

改定計画では、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、副反応を含め、ワクチンに関

する正確な情報を市民へ周知、共有することに加えて、新たに予防接種健康被害救済制度に関する項目を設けました。

今後、新たな感染症危機が発生し、ワクチン接種が行われる際には、改定計画に基づき、副反応を含むワクチンに関する正確な情報を様々な広報媒体を活用して発信するとともに、健康被害に遭われた方の速やかな救済につながるよう丁寧に対応してまいります。

●**しのだ江里子委員** 札幌市は、本当にこの新型コロナウイルスの感染のワクチン被害に関しても健康被害救済制度等について、健康相談員の方たちが本当に真摯に対応していただけているということに関しては、私も本当に納得をするところです。

この予防接種健康被害救済制度の認定数は、ほかのワクチンに比べて圧倒的に数が多いということがはっきり見えているわけなのですが、本当は救済制度に申請したいけれども、申請そのものが非常に困難で、申請に至っていないというケースも大変多く、そして、もっと根本的な問題は、救済制度の存在を知らないどころか、自分自身や家族の健康状態悪化の原因がコロナワクチン接種にあるかもしれないということに思い至らない人が相当数いるのではないかとも思っています。まさに氷山の一角だと言われています。

このたびの行動計画改定案の第7章では、ワクチンについての記載があり、第3節対応期には、副反応疑い報告等において、健康被害に対する速やかな救済、情報提供、共有の項目があります。

国は接種時に起こり得る副反応の内容や副反応への対応方法、健康被害救済制度の予防接種に係る情報について、積極的にリスクコミュニケーションを行うとありますが、札幌市こそ市民により身近な自治体であります。

札幌市には、コロナ禍からのこの5年間、市民に起きている事例をしっかりと自分事として考えていただき、この後も市民アンケートでの副反応

に対する不安や知りたいことに真摯に対応していただき、併せて今もたくさんの方たちが健康被害に苦しんでいらっしゃいます。こういった方たちにしっかりと寄り添っていただくことを求め、私の質問を終わります。

●**村山拓司委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●**村山拓司委員長** なければ、質疑を終了いたします。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時08分

再 開 午後2時09分

●**村山拓司委員長** 委員会を再開いたします。

最後に、福祉除雪事業の見直し(案)についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●**向瀬地域生活支援担当部長** 福祉除雪事業の見直し(案)についてご説明をいたします。

配付資料の左上1. 福祉除雪事業の概要をご覧ください。

福祉除雪事業は、高齢者や障がいのある方などの自力での除雪が困難な世帯を対象といたしまして、地域協力員が除雪を行うとともに、必要に応じて、安否確認を行うことにより、地域で安心して暮らすことができるよう支援する事業であり、札幌市と札幌市社会福祉協議会が共同で実施しております。

資料の左下2. 見直しの背景をご覧ください。

本事業は、事業開始から20年が経過をしており、高齢化の進行等に伴いまして利用世帯の増加や地域協力員の担い手不足、事業費用の増加等の様々な課題を抱えておりまして、事業の継続には利用要件の見直しや地域協力員確保の取組が急務となっております。

次に、資料の右上の3. 見直し（案）をご覧ください。

こうした課題に対応して、事業を将来にわたり持続可能なものとしていくため、（1）利用世帯要件の変更についてに記載のとおり、除雪が困難な世帯をより適切に判断をするため、要介護度を要件とするものへ変更するとともに、（2）地域協力員活動費の増額についてに記載のとおり、地域協力員活動費を2万1,000円から2万3,000円へ増額することを盛り込んだ見直し案を取りまとめたところでございます。

この見直し案につきましては、右下にございます5. 市民アンケートに記載しておりますとおり、町内会等の地域団体や市民の皆様からご意見をいただくアンケート等を行ったところでございます。

なお、今回の見直し案では、物価高の影響等を考慮いたしまして、利用世帯にご負担をいただく負担金の見直しは見送ることとしております。

最後に、4. 新たな利用世帯要件（案）に基づく利用世帯数推計をご覧ください。

今回の見直しを実施することで、現行の利用要件のまま推移した場合の利用世帯数推計と比較をいたしまして、将来的な利用世帯数の伸びが抑えられることが想定され、協力員活動費を増額したとしても、現在と同程度の予算規模での事業実施が可能になると想定しているところでございます。

加えて、安定的な事業運営に必要な地域協力員数を維持することにより、持続可能な事業にしてまいりたいと考えております。

●村山拓司委員長　それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

●川田ただひさ委員　私からは、先ほどご説明いただきましたこの福祉除雪事業見直しの全般についていろいろとお伺いしたいと思います。

福祉除雪事業は、自力での除雪が困難な世帯に対して地域のボランティアである地域協力員が道

路に面した出入口部分などの除雪作業を行うとともに、必要に応じて安否確認を行う事業でございます。

この事業は、開始から20年以上が経過しており、近年は、高齢化の進行などに伴う利用世帯数の増加や地域協力員の担い手不足、事業費の増加など様々な課題を抱えており、今後の安定的な事業継続のため、今回の見直しが必要になったと私は承知しているところでございます。

この事業を支えているのは除雪作業を担うボランティアである地域協力員であり、地域協力員は、生活道路の新雪除雪が行われた日の翌日12時頃までに割り当てられた利用世帯の除雪作業を行うこととなっております。

ここ10年のワンシーズン当たりの除雪回数は、平均すると約17回とのことでございます。

しかし、実際には利用世帯から早朝の除雪や雪が降った度に除雪を求められたり、または車庫や灯油タンクの前といった、福祉除雪では本来行う必要のない場所の除雪を頼まれ、断ることもできず、事業の範囲を超えて対応している例もあると聞いているところであります。

今回の事業の見直しは、必要なものと考えられるわけですが、事業を支える地域協力員がこうした負担を強いられている事実があることは課題であると受け止めており、見直しと並行して改善を進めていくべきではないかと考えているところであります。

そこで最初の質問であります。地域協力員が決められた以上の負担をすることがないようにするため、利用世帯に対してどのように周知してきたのか、また、今後はどのように改善していくのか、お伺いいたします。

●向瀬地域生活支援担当部長　利用世帯に対する周知と今後の改善についてお答えいたします。

利用世帯に対する事業内容の周知につきましては、これまでもパンフレット及び利用申込書に事業のルールや留意事項を分かりやすく記載してい

るほか、利用決定する際の通知でも改めてお伝えすることで、注意喚起を図ってきたところでございます。

しかしながら、委員ご指摘のとおり、一部の利用世帯が地域協力員の方に対しまして、作業時間や除雪範囲など、福祉除雪で定めている以上の内容を求めているという実態がございまして、地域協力員の方が負担を感じているということは課題であると認識しているところでございます。

今後も福祉除雪の利用に当たって守っていただくルールが徹底されるよう、地域協力員の方から寄せられた声を、例えば実例としてお知らせする等の工夫を講じるとともに、地域協力員からの相談に応じまして、利用世帯への個別の働きかけを強化していくということで、地域協力員の方の負担軽減につなげてまいります。

●川田ただひさ委員 この地域協力員と利用者との関係というのは非常に難しいところもあります。当然、善意でやられる方もいらっしゃると思います。

しかしながら、幅というものが非常に難しいところであるにしても、だんだんこの利用者もそうですし、この地域協力員の担い手不足ということで、だんだん少なくなってくれば、当然1人頭のやる範囲がだんだん多くなってくることも想定されます。

そういう意味において、やはり早期の段階でしっかりとした説明を、ただ単にパンフレットでありますとかそういったことではなくて、あらかじめしっかりと注意事項として説明をするということも必要なのではないかというふうに考えますので、その点についてもよろしくお願ひ申し上げます。

次に、地域協力員の活動費についてお伺ひいたします。

地域協力員には、除雪作業に当たり必要となる経費の実費弁償として、現行では1世帯につき2万1,000円の活動費が支給されているわけであり

ます。この金額は、平成15年度の事業開始から一度も変更されずに現在に至っております。

今回の見直し案では、活動費について2,000円を増額し、2万3,000円に変更する内容となっております。活動費については増額を望む地域協力員の声や、地域協力員をお願いしたくても現在の活動費では、引き受けてくれないという町内会などの声も聞いており、増額自体は歓迎できるものでありますが、さらなる増額を期待する意見が寄せられたと聞いております。

そこで次の質問でございますが、活動費についてどのような算出根拠により、2,000円の増額としたのか。また、この増額により、どのような効果を見込んでいるのか、お伺ひいたします。

●向瀬地域生活支援担当部長 活動費増額の算出根拠とその効果についてお答え申し上げます。

地域協力員への活動費につきましては、除雪に必要な機材等の経費であります。事業開始した平成15年度から活動費が据え置かれてきたことを踏まえまして、この間の消費者物価指数の上昇率が13%弱であること等を勘案いたしまして、2,000円の増額案としたところでございます。

次に、増額による効果ですが、令和6年度に地域協力員向けアンケートにおきまして、活動費を上げてほしいとの回答が53%を占めてございますように、活動費の増額を求める要望が多く寄せられてきたことから、今回の増額によりまして、主に地域協力員の方々の確保やモチベーションの向上に寄与するものと考えてございます。

●川田ただひさ委員 ずっと据置きだったのが2,000円増額されたということで、その根拠が消費者物価指数ということなわけでございます。

今の労務単価が幾らなのか分かりませんが、もちろん、当初は、ボランティアという形でそれに見合った実費ということが根拠になっているわけですが、しかしながら、だんだん先ほど以来、ご説明いただいているように、利用者の方がそれなりに多くなってくると。それで、もう担い

手は少なくなってくると。

こういったことを考えますと、やはり、考え方はとても重要ではございますが、もう金額のほうはやはり増額というのは必要なのではないかと思いますし、今いろいろと人件費等もう右肩上がりで高騰している昨今を考えますと、この点については、また、来年、再来年と随時見直していく必要性はあるかと思います。

そういったことも対応していただくことを、我々も協力していかなければならないと思いますが、お願い申し上げます。

次の質問でございますが、ケアマネジャーや地域包括支援センターなどの関係機関との連携についてお伺いいたします。

事業を持続可能とするためには、担い手である地域協力員を十分に確保することはもとより、利用世帯については、本当に除雪が困難な世帯に該当するのか、個々の世帯の状況を踏まえながら適切に審査を行うことも肝要と考えます。

今回の利用世帯要件の見直しも、このような観点に立ち、年齢から要介護度への指標を変更したものと受け止めているところであります。

しかし、この事業の利用を必要としている世帯のうち、要介護度の重たい方はご自身での利用申込みが難しい方もいるため、この要件の見直しは、新たな指標となる要介護度の認定を受けている世帯に十分に認知される必要があることはもとより、地域の関係機関などにも広く周知し、制度利用につなげていく必要があると考えます。

また、新たな利用要件のうち、特に要支援1または2の方に関しては、介護保険サービスを継続利用している必要があるという条件が付されており、世帯の状況によっては、福祉除雪を利用したくても利用できなくなる世帯が出てくる可能性もあるのではないかと考えております。

利用が必要な世帯を確実に利用に結びつけるためには、新たな利用要件の周知に加え、利用手続や審査がスムーズに行えるよう、ケアマネジャー

や地域包括支援センターなどの関係機関との連携が重要であると考えております。

そこで質問であります。新たな利用要件での事業運営に当たり、地域の関係機関との連携についてどのように取り組むのか、お伺いいたします。

●向瀬地域生活支援担当部長 新たな利用要件における関係機関との連携についてお答え申し上げます。

新たな利用要件では、要介護認定や介護サービス利用の状況等によりまして、除雪の困難さを確認することとしております。支援を必要とする世帯を適切に事業の利用につなげるためには、これまで以上に地域の関係機関との連携を強化することが重要であると考えております。

そのため、民生委員・児童委員をはじめ、地域包括支援センターや介護保険サービス事業所等の地域の関係機関に対しまして、事前に十分な周知を行うとともに、今後も、利用申込みを行う際のサポートですとか、情報提供等のご協力をいただけるよう働きかけてまいります。

●川田ただひさ委員 これからある程度は厳密にしていかなければならないということは、私は当然、理解しております。

そうすべきだとは思いますが、特にこの要支援者につきましては、非常にはさまなところがあるという意味においては難しいところでもございます。

です。このいろいろと要求に対して、やはりある程度は、しっかりとした基準に基づいた形で、また、その状況を見極めていくというのは、当然、非常に手間のかかることではあるにしても必要なことかと思えます。

そういう意味ではふだん寄り添っておりますケアマネジャーの方でありますとか、地域包括支援センターの方との連携というのは私は欠かせないと思っておりますので、その点について、しっかりと必要な方にきちんと行き届くような体制をしていた

だくよう強く要望しまして、私の質疑を終わります。

●**たけのうち有美委員** 私からも福祉除雪事業について何点かお伺いします。

福祉除雪事業は、高齢者や重度の身体障がいのある方などで、冬期間の道路に面した出入口部分などの除雪が困難な世帯に対して、地域協力員が除雪作業を行うとともに、必要に応じて安否確認を行うことによって、地域で安心して暮らすことができるように支援する事業です。

この事業を支える地域協力員は、地域のボランティアの方をはじめとして、町内会などの地域の団体や企業などの参画も得ているところです。

地域協力員については、高齢化が顕著となってきたと聞いており、若い担い手を増やしていく取組が必要です。

これに加えて、既に活動していただいている地域協力員に対しても、長く続けられるような環境整備や、インセンティブを強化する取組を並行して行う必要があること、我が会派は継続して求めてきました。

今回の事業の見直しに当たって実施した市民意見調査等においても、地域協力員の立場から、日々の活動における苦労や要望等が寄せられているのではないかと推察されるところです。

そこで質問ですが、地域協力員はどのような点に負担を感じているのか。それを受けて、札幌市としてどう負担軽減を図ってきたのか、伺います。

●**向瀬地域生活支援担当部長** 地域協力員の負担感と、これまでの負担軽減策につきましてお答え申し上げます。

地域協力員の方を対象に実施したアンケートにおきましては、除雪を実施する時間や範囲などについて、決められた内容以上の対応を求められたとか、急用時などに代わりに除雪してくれる人を探すことが難しかったといった負担感へのご意見が寄せられているところでございます。

こうしたご意見を踏まえ、利用世帯への除雪内容の周知徹底に加えて、地域協力員の方が一時的に活動できない際に、代わりに除雪を行うスポット協力員制度の試行実施等の負担軽減策にも取り組んできたところでございます。

今後もこうした取組を進め、地域協力員の皆様には、より長く安心して活動を続けていただけるよう、負担軽減を図ってまいります。

●**たけのうち有美委員** 札幌市としてアンケートを実施し、そこで得られた地域協力員からの声を受け止め、負担軽減策に反映させようと努めていることは理解しました。

次に、試行実施中のスポット協力員制度について伺います。

地域協力員は、12月1日から3月20日までの実施期間を通じて、個別の事情を問わずに生活道路の新雪除雪が行われた日の翌日12時頃までに除雪を行うことから、身体的にも精神的にも負担感は大きいのではないかと思うところです。

このような負担を少しでも軽減するためにも、例えば、年末年始に用事がある場合や、急用、急病時などに地域協力員の代わりに除雪を行うスポット協力員制度については、活動を続けている地域協力員からも、本格実施に向けての期待感が高いものと思われれます。

そこで質問ですが、スポット協力員制度の本格実施に向けて、どのような課題があり、今後どう取り組んでいくのか、伺います。

●**向瀬地域生活支援担当部長** スポット協力員制度の本格実施に向けた課題と今後の取組についてお答えいたします。

スポット協力員制度につきましては、令和5年度から試行実施しておりまして、令和6年度は全市で314名のスポット協力員にご登録をいただき、54回の除雪活動に従事していただいたところでございます。

地域協力員の方からは、スポット協力員制度があることで、活動に対する安心感が生まれるとの

声が寄せられており、この仕組みが地域協力員の負担軽減に効果があるものと判断してございます。

一方で、運用上の課題につきましては、スポット協力員の登録者数がまだ十分ではないために、スポット協力員の登録がないエリアがあることや、利用世帯とのマッチングが困難なことなどが挙げられます。

こうした課題については、スポット協力員の登録者数の増加により解消につながると考えられますので、本格実施に向けて、スポット協力員の募集を幅広く行ってまいります。

●**たけのうち有美委員** スポット協力員については、地域協力員の負担軽減という効果だけではなく、例えば、冬休み中のお子さんが家族ぐるみで参加することも可能であり、子どもにとっても貴重な経験になると思いますし、新たな担い手を開拓するハードルを下げる効果もあると考えられます。マッチングの困難さに係る課題を解決して、速やかに本格実施されることを期待したいと思います。

次に、地域企業の協力拡大に向けた取組について伺います。

地域協力員については、2024年度の実績で約6割が地域の個人ボランティアですが、残りの3割強は、地域企業や災害防止協会の参加企業となっています。

地域企業においては、地域貢献という理念の下、自社が保有する機材や車両を活用し、機動的かつ効率的に広範囲にわたって多くの利用世帯の除雪を担っている例も多いと聞いています。本事業の円滑な運営において欠かすことのできない担い手として大きく寄与していただいている現状にあります。

このように、企業の重要な担い手となっている地域企業に継続して協力していただくためには、協力企業の声にしかりと耳を傾ける必要があると考えます。

そこで質問ですが、協力企業からはどのような意見や要望が寄せられているのか。また、地域企業の協力を広げていくため、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

●**向瀬地域生活支援担当部長** 協力企業の意見や要望と今後の協力拡大に向けた取組についてお答え申し上げます。

令和6年度に実施しました協力企業などの団体向けアンケート調査におきましては、協力に対する表彰を望む声が50%を占めたほか、活動費に対する声も多く寄せられているところでございます。

これまで協力企業に対しましては、札幌市発注工事の入札におきまして、総合評価落札方式の加点要素とするなどの対応を講じてきたところでございますが、より一層の協力が得られるよう、新たに永年表彰の実施を予定しているところでございます。

こうした取組を通じて、既にご協力いただいている企業や団体のインセンティブの強化を図るとともに、新たな地域企業の協力についても引き続き推進してまいります。

●**たけのうち有美委員** これまでも様々な努力をされてきたと思います。そして新たに永年表彰の実施を予定しているとのことでした。

これまでも福祉除雪事業にご協力をいただいている地域と企業の声を丁寧に拾い上げ、事業に反映させてきたことは評価します。

今後も持続可能な事業であり続けられるよう、取組を推進していただくことを求めて、私の質問を終わります。

●**小口智久委員** 私からは、福祉除雪事業の見直しによる利用世帯への影響について伺います。

高齢化が進む札幌市が抱える課題として、福祉除雪による支援を必要とする市民は、今後、さらに増加することが予想されるため、我が会派は、令和5年第3回定例会市議会決算特別委員会において、福祉除雪事業を持続可能な制度としていく必

要があると考え、事業開始から変わっていない制度の検証や見直しの必要性を求めたところです。その際、市からは、協力員を確保するために、より効果的な方策はないか、利用対象世帯の要件は現状のままでよいかといった様々な視点から検証し、必要な部分は見直しも検討したいとの答弁がございました。

このたびの見直し案が事業の持続可能性の視点からしっかりと整理がされているのか、注目しております。

今回の見直し案は70歳以上という基準から要介護度を基準としておりますが、これにより、これまで利用してきた世帯が利用を継続できなくなるのではないかと懸念しております。

我が会派は、福祉除雪利用の対象は幅広く認めるべきであると考えており、今回の見直しは、利用対象を絞り込むことになるのではないかと危惧しております。

そこで最初の質問ですが、利用世帯要件見直しの考え方について伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 利用世帯要件の見直しの考え方についてお答え申し上げます。

福祉除雪事業は、自力で除雪をすることが困難な世帯を対象としておりますが、現行の利用要件では、年齢を主な要件としておりまして、必ずしも除雪が困難な世帯だけが利用している状況ではないと地域の団体等から指摘をされていたところでございます。

このような指摘や、今回の見直しに当たり開催いたしました社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会におきまして、除雪の困難状況をより適切に判断するため、年齢要件に代えて、要介護度の導入を検討してはどうかという有識者の方のご意見も踏まえまして、要介護度等の導入が適切であると判断したところでございます。

この利用世帯要件の見直しによって、年齢による一律の利用はできなくなりますが、例えば、70歳未満の要介護状態の方で構成された世帯など、

従来の要件では対象となり得ることが明示されていなかった世帯については、利用の拡大が見込まれるのではないかと考えているところでございます。

●小口智久委員 利用世帯要件の見直しについては、単に利用対象の絞り込みではなく、除雪支援が真に必要な世帯に事業を利用していただくための見直しであるということでございます。

今回の見直し案の策定に当たっては、有識者からの意見等を聞いた上で素案を作成し、市民からの意見を確認した上で最終案をまとめていると聞いております。

そこで次の質問ですが、利用世帯要件の見直しに対して、市民からどのような意見が寄せられたのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 利用世帯要件の見直しに対する市民の方々からのご意見についてお答えいたします。

このたびの事業見直しに当たりましては、日頃から福祉除雪事業にご協力いただいております町内会や福祉のまち推進センター等の地域団体に対しましてアンケートを実施したほか、札幌市公式ホームページにアンケートフォームを設ける等、市民のご意見を広く募集したところでございます。

その結果、地域団体に対するアンケートでは92団体から、ホームページのアンケートフォーム等からは、10人からご意見が寄せられたところでございます。

この結果、利用世帯要件に関しましては、見直しの再検討を要するような反対意見は見られませんでした。賛成のご意見もしくは見直し後も地域の声を聞きながら事業を進めてほしいといった前向きなご提案が大多数を占めたところでございます。

●小口智久委員 このたびの利用世帯要件の変更を含む見直し案は、市民や地域団体から大きな反対意見等はないということでございます。

しかしながら、冒頭でも触れましたように、利用世帯要件の変更により、福祉除雪の要件から外れる方も出てくることとなります。さらに人生には、いつ、何が起こるか分かりません。

福祉除雪事業は、要介護状態や障がいのある方はもちろんのこと、突発的なけがや病気により、自力で除雪することが困難になってしまった方も安心して利用できる事業でなくてはならないと私は考えます。

そこで最後の質問ですが、これまで継続して利用してきた世帯については、利用要件の変更後も事業の利用ができるよう配慮すべきと考えるのがいかか、伺います。

また、要介護状態や障がいのある方以外でも、自力で除雪することが困難な世帯については、事業の利用対象とするべきと考えますがいかか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 要件変更に伴います、現行の利用世帯への影響等につきましてお答え申し上げます。

まず、これまで利用を継続してきた高齢等の世帯につきましては、新たな要件に該当しない場合であっても、前年度から世帯構成等の状況が変わりがなければ、引き続きご利用いただけるよう配慮したところでございます。

次に、ご指摘のような突発的なけがや病気等によって、自力で除雪をすることが難しくなった世帯につきましては、札幌市社会福祉協議会が特に認める世帯という利用要件を引き続き設けておりますので、その中で除雪の困難さを客観的に判断し、事業の利用につなげてまいります。

●小口智久委員 今回の改正では、現在のパンフレットにあります札幌市社会福祉協議会が特に認める世帯の凡例というものがあるんですけども、これは少し変わるということになりますので、見直しをしっかりと行って、また分かりやすい、そして、もう少し凡例の量を増やしていただければ分かりやすくなるかなと思っております。

この積雪量の多い本市での生活は、除雪が困難な方々には大変なご苦労があると思われま。そのような状況の方々の買物や病院など外出時に支障を来すことや、避難通路確保という意味から、福祉除雪は重要な事業であるため、今後も持続可能な運用を目指していただきたいと思。い。ます。

そのための地域協力員が活動しやすい仕組みづくりや、若手協力員の担い手の確保は、今後、大変重要になると考えます。応募方法の工夫や、PR動画なども活用し、担い手の確保の取組にも力を入れていただき、誰もが住みよい札幌を目指していただくよう要望して質問を終わります。

●佐藤 綾委員 私からも何点か質問させていただきます。

福祉除雪制度は、1993年にモデル事業として取り組んだ、高齢者世帯等間口除雪事業から社会福祉協議会とマルチ企業体のボランティアでの取組などを経て、2000年から福祉除雪のモデル事業を実施し、市民の要望から市議会でも本格実施を求める意見が高まり、2003年に本格実施となりました。

成り立ちの目的は、高齢者や障がい者といった積雪による外出に支障のある世帯に対して、ボランティアである地域協力員が除雪を行いつつ、必要に応じて見守り活動を行うことにより、地域での生活を支援し、地域福祉活動を推進することです。

利用者数の増加と協力員の不足と確保の課題から見直すというほか、分科会では、地域福祉振興基金が枯渇するというお話も出ていました。

先ほど、小口委員のほうから絞り込みになるのではないかということをおっしゃっていましたが、事業費の抑制ということではないのかと。また、高齢者が利用しにくくなることを懸念しております。

社会福祉協議会では、毎年福祉除雪事業のアンケートを実施しています。昨年2024年度、令和6年度は、無作為抽出した1,000世帯を対象とし

て、688世帯から回答があったということです。この令和6年度福祉除雪事業アンケート調査結果の概要によりますと、単身者も含め、70歳以上だけの世帯が96.1%。重度障がいの方のいる世帯が3.7%ということで、ほぼ70歳以上の世帯です。そのうち介護保険の認定状況については、631人から回答があり、介護認定を受けている方は約7割であるとお聞きしております。そのうち要支援1、2を合わせて45.8%。要介護1以上が23.5%。各種障害手帳をお持ちの方が14.9%という結果が出ております。

3割くらいの方は介護認定を受けていないとみられますが、持病の有無などは聞いておりません。この説明資料によりますと、分科会の意見として、必ずしも除雪が困難な世帯が利用しているとは言えないと。あたかも福祉除雪利用が必要のない方が少なくないかのような表現でありまして、先ほど来も説明の中で、そういう方がいらっしゃるといふ意見があるとお話もありました。

協力員からそういう声があるのはアンケート等でも分かりますが、見た目は元気に見えても、内科疾患などの要因を抱えている方や、動けるけれども、除雪などでは反動が来て、足腰が立たなくなるという方もいますので、見た目による主観的な意見だけでは判断できないと思います。

そこでお聞きしますが、利用者の中で、除雪は困難ではないという方がどの程度いるのか調査されたのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 除雪が困難ではない世帯がどの程度いるのかというご質問についてお答えいたします。

現在の福祉除雪の利用世帯は、70歳以上という年齢のみをもって除雪が困難であると判断してきた世帯がほとんどであることから、除雪が必ずしも困難ではない世帯が、どのくらい含まれているのかの個別の調査は行っていないところでございます。

しかし、地域協力員の方や事業にご協力いただ

いている町内会等の地域団体へのアンケート調査では、70歳以上であっても、自力で除雪が可能な方もいるのではないかとという疑問の声が続的に寄せられていることから、このたびの見直し検討に至ったものでございます。

●佐藤 綾委員 毎年、新規の方が2割ほどいらっしゃいますけれども、福祉除雪を利用するに至った理由について、複数回答で体力的に不安になったが44.8%、体力的に除雪できなくなったが40.4%という順であり、前年度よりは、昨年度の調査は減少していますけれども、2020年度、令和2年度から見ると上昇しております。高齢者ですから、積雪の状況により影響があるものと感じます。

各区の利用数を見ますと、北区が断トツで多い状況が見てとれます。昨年度、北区は971件。私の住む白石区は361件ですから、人口の差はありますけれども、2.6倍と雪の多い地域からの申込みが多いということですから、積雪量とも関係があるのではないかと感じます。

温暖化の影響で、粉雪で軽い北海道の雪が、湿気のある重い雪が降ることも増えました。積雪量の多い地域では、軽い雪なら除雪できたとしても、重い雪だと困難です。特に、除雪で寄せられた雪が固くて重くなるなどあり、体力面で不安、できなくなったということがアンケートに出ているのかと思いますし、除雪ができそうという見た感じの判断ではなく、実際はどうか調査し、考慮・配慮する必要があると申し上げます。

また、このたびの見直し案では、利用の要件として、要支援1または2の場合、継続して介護サービスを受けていることとなっております。

昨年2024年のアンケートでは、福祉除雪利用者の要介護認定を受けている方のうち、介護サービスを利用している方は約8割、そのうち複数回答ですが、福祉用具の貸与やデイサービス、訪問介護、デイケアなど、継続したサービス利用の方が多く見てとれます。そのほかの福祉用具の

購入補助は9.4%、住宅改修給付費が7.5%であり、もちろんデイサービスなどと併用して利用されている方も少なくないと推察しますが、福祉用具の購入や住宅改修を利用して、バリアフリー化や手すりを設置していても、デイサービスや訪問介護などの継続した利用をしていない場合は、福祉除雪の対象外となります。

そこでお聞きいたしますけれども、継続した介護サービスを受けていない方は、様々な事情がある場合も考えられますが、状況を把握されているのか、伺います。

また、継続した介護サービスを受けていない場合は除外されることとなりますが、必要な方もいると思われま。対応はどうお考えか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 継続した介護サービスを受けていない世帯の状況の把握と今後の対応についてお答えいたします。

要介護認定を受けている方のうち、要支援と認定された方につきましては、社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会から、除雪支援の必要性は個人差が大きいと、何らかの判断基準を設けることが適当であるというご意見があったことを踏まえ、介護サービスの継続利用を要件に加えたところでございます。

委員ご指摘のとおり、要支援の認定を受けている方の中にも、何らかの事情から介護サービスの継続利用をしていない場合もございますから、こうした世帯につきましては、札幌市社会福祉協議会が特に認める世帯という要件の中で、除雪の困難さを客観的に判断いたしまして、事業の利用につなげてまいります。

●佐藤 綾委員 先日、厚生労働省の介護保険部会で、介護保険サービスの2割負担の拡大となる所得基準の引下げなどが提示されました。今でも利用料が高くて、経済的事情から厳しいため、継続利用はせず、有償ボランティアを頼る方もいますから、2割負担への拡大となると、一層介護

サービスの利用控えにつながるのではないかと懸念しています。

先ほど、特に認める場合というふうにしていきたいというお話でありましたけれども、継続した介護サービスの利用の要件は、一律に当てはめるのが難しいというふうに思います。考慮いただきたいと思。そして、事情がある場合も客観的に判断して利用につなげていくということでしたので、続けてお聞きいたしますが、現在の制度では、申込みは9月までです。今年9月16日の締切りでした。その期日の後に、福祉除雪が必要となる場合もあると思。現状での申込み締切後の申請件数とその対応について伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 申込み期間終了後の申込みへの対応についてお答え申し上げます。

福祉除雪の申込み期間は、例年8月中旬から9月中旬までとしておりますが、その期間に入院をしていたり、申込み期間後にけがや病気によって、身体状況に変化がある場合もありますため、その事情を確認した上で、追加申込みを受け付けてきたところをご。令和6年度の件数は、約500件に上っているところでございます。

このような申込み期間後の追加申込みの場合、地域協力員の調整等に時間を要し、除雪の開始時期が遅れることもありますが、今後もやむを得ない事情が認められる場合には、可能な限りご利用していただけるよう対応してまいります。

●佐藤 綾委員 可能な限り対応していただいていると、今現在も、そうしたことで力を尽くしていただいていると思うんですけれども、要介護認定とともに継続した介護サービス利用が要件となると、ヘルパーの不足ですぐ対応できないという事業所側の都合などから、申込み時には継続利用の状態ではない場合や、申込み期日後にデイサービス等を利用することになったなど、今よりも個別での申請に係る相談が増えるのではないかと

思われます。

お聞きいたしますけれども、要件として説明資料の新たな利用世帯要件案の4、札幌市社会福祉協議会が特に認める場合の、どういう場合が対象となり相談できるのか。内容の周知、新しく出るもの、先ほどもご答弁がありましたけれども、内容の周知は丁寧にすべきですけれども、そうしたことまでもしっかりとされるのか、どうされるのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 札幌市社会福祉協議会が特に認める場合という要件の対象と周知についてお答えいたします。

札幌市社会福祉協議会が特に認める世帯としては、例えば、病気やけがなどによって除雪が難しいと考えられる方のみで構成される世帯が挙げられます。特に認める場合という要件につきましては、今回の見直しに当たり実施した市民意見募集の中でも、どのような世帯が利用できるのか、分かりやすく周知をしてほしいというご意見が寄せられたところでございます。

このため、今後、作成する事業のパンフレット等におきましては、この要件について、これまで以上に分かりやすく具体的な例示をいたしまして、該当する世帯の利用につなげてまいります。

●佐藤 綾委員 先ほど、市民アンケートについてもご質問ありましたけれども、この変更案について、市民アンケートが9月25日から10月24日まで行われましたが、10件とあまりに少ないと感じました。

どうお知らせして、周知したのか、伺います。

●向瀬地域生活支援担当部長 市民向けアンケートの周知方法についてお答えをいたします。

今回の見直しに当たり実施した市民向けアンケートは、市のパブリックコメントの手順に準じたものでありまして、9月25日から10月24日までの1か月間、市公式ホームページに設けたアンケートフォーム及び各区役所に配架いたしましたご意見記入用紙により広く募集したところでございま

す。実施に当たりましては、広報さっぽろでの周知に加えまして、札幌市や札幌市社会福祉協議会のSNSも活用したところでございます。

●佐藤 綾委員 実際、利用している方が5,700世帯ですので、実際、こうした変更案が出されているということも知らない方が多いと思います。利用当事者の70歳以上でこのアンケートのご回答いただいた方が2人しかなかったとお聞きしておりまして、アンケートをするに当たっては、介護事業所などにも声をかけるなど、利用者に伝わる努力や、もっと丁寧な周知が必要だったのではないかと感じております。

現制度でも要件として、70歳以上の世帯で自力で除雪することが困難と認められる世帯が対象となっています。それをもっと明確に、介護認定とサービス継続利用要件とすることなんですけれども、その変更の理由の一つとされている、自力で除雪できるのかどうかという実態の調査はなく、介護認定の有無等にかかわらずとも必要なのに受けられない世帯が今以上に出るのではないかとということが明らかだと思います。

このたびの変更案については、今一度再考すべきと申し上げまして、私の質問を終わります。

●村山拓司委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●村山拓司委員長 なければ質疑を終了いたします。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時54分